

I 生産性向上設備投資促進税制

1. 概要

生産性向上設備投資促進税制は、質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、「先端設備（注1）」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（注2）」を導入した場合、特別償却（平成27年度末までは即時償却）又は税額控除ができるものである。（租税特別措置法第10条の5の5及び第42条の12の5）

なお、中小企業者等が、中小企業投資促進税制の対象設備のうち、生産性向上設備投資促進税制の対象設備に該当するものを取得等する場合には、中小企業投資促進税制において中小企業者等に対する上乗せ措置がある。

（注1）先端設備（A類型）

機械装置並びに一定の工具、器具備品、建物及び建物附属設備のうち、①最新モデル、②生産性向上（年平均1%以上）、の全ての要件を満たし（工業会等の証明）、取得価額要件等を満たすもの（中小企業者等については、一定のソフトウェア及びサーバー用の電子計算機を含む。）。

（注2）生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（B類型）

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアのうち、①投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上）、の要件を満たし（経済産業局の確認）、取得価額要件等を満たすもの。

2. 適用を受けることができる者

本制度の適用を受けることができる者は、青色申告書を提出する個人及び法人である。

中小企業者等の範囲

- (1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- (2) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人（次の①又は②に該当するものを除く。）

① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

② ①のほか、その発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が2以上の大規模法人の所有に属している法人

（注）大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社を除く。

- (3) 資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法

人

(4) 次に掲げる法人

- ① 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ② 中小企業等協同組合
- ③ 出資組合である商工組合及び商工組合連合会
- ④ 内航海運組合及び内航海運組合連合会
- ⑤ 出資組合である生活衛生同業組合
- ⑥ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ⑦ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ⑧ 森林組合及び森林組合連合会

3. 対象資産

「(1)対象設備」に記載の分類にて資産計上された設備のうち、「(2)対象設備要件」を全て満たすとの工業会等の証明又は経済産業局の確認を受けて、取得価額要件等を満たすもの。

(1) 対象設備

- (i) 先端設備 (A 類型) (表 I - 1)
- (ii) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 (B 類型) (表 I - 2)

(2) 対象設備要件

- (i) 先端設備 (A 類型) (表 I - 3)
- (ii) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 (B 類型) (表 I - 4)

対象外となる設備

- ・ 中古設備
- ・ 貸付設備 (賃貸資産)
- ・ 海外で使用する設備
- ・ 生産等設備に該当しないもの
(生産、販売、役務提供といった付加価値の生成による収益の獲得に直接関係しない、業務遂行上いわば間接的に必要とされる設備は対象外。例えば、本店の機能しかない建物、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等。)
- ・ 取得価額要件を満たさない設備 (取得価額要件は表 I - 5 のとおり)

4. 適用期間

本制度の適用期間は、産業競争力強化法 (平成 25 年法律第 98 号) の施行日 (平成 26 年 1 月 20 日) から平成 29 年 3 月 31 日までである。

5. 特別償却又は税額控除

対象資産を取得等の後、国内において事業の用に供した場合には、次の特別償却又は税額控除をその者の選択により認める。なお、所有権移転外リース取引による取得は税額控除のみ適用可能（特別償却は不適用）。

○産業競争力強化法施行日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 28 年 3 月 31 日まで：

即時償却と税額控除（5%。ただし、建物・構築物は3%）の選択制

○平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで：

特別償却（50%。ただし、建物・構築物は25%）と

税額控除（4%。ただし、建物・構築物は2%）の選択制

※ ただし、税額控除額は、当期の法人税額等の20%が上限となる。

6. 他の制度との重複不適用

本制度の適用を受ける減価償却資産については、他の特別償却制度等の適用を受けることができない。

7. 適用を受けるための手続

確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で申告することが必要である。

詳細なスキームは図 I - 1、図 I - 2 のとおり。

表 I - 1 (i) 先端設備 (A 類型) の対象設備

設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの
	冷房用又は暖房用機器
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）
建物	断熱材
	断熱窓

建物附属設備	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。）
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備
	昇降機設備
	アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。）
	日射調整フィルム

< 中小企業者等の場合のみ対象 >

設備種類	用途又は細目
器具備品	サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの) (※)
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

※ サーバー用の電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。

表 I - 2 (ii) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 (B 類型) の対象設備

設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	全て
器具備品	全て (※)
建物	全て
建物附属設備	全て
構築物	全て
ソフトウェア	全て

※ サーバー用の電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。

表 I - 3 (i) 先端設備 (A 類型) の対象設備要件

A 要件①②を全て満たす設備が対象となる。

要件	内容
A 要件①	<p>▶ 最新モデルであること。最新モデルとは、各メーカーの中で、下記のいずれかのモデルをいう。</p> <p>イ 一定期間内（機械装置：10 年以内、工具：4 年以内、器具備品：6 年以内、建物及び建物附属設備：14 年以内、ソフトウェア：5 年以内）に販売が開始されたもので、最も新しいモデル</p> <p>ロ 販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル</p>
A 要件②	<p>▶ 旧モデル（最新モデルの一世代前モデル）と比較して、「生産性」が年平均 1 % 以上向上しているものであること（ソフトウェアについては、この生産性向上要件は不適用）。</p> <p>※ 「生産性」の指標については、「単位時間当たりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、各工業会がその設備の性能を評価する指標として妥当であるかを判断。</p> <p>※ あくまで比較するのは同メーカー内での新モデル・旧モデルのみであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない。</p> <p>※ 特注品であっても、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成品がある場合は、そのベースとなる旧モデルとの比較を行う。</p>

表 I - 4 (ii) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

(B 類型) の対象設備要件

B 要件①を満たす設備が対象となる。

要件	内容
B 要件①	<p>➤ 事業者が策定した投資計画で、その投資計画におけるその設備投資による効果として年平均の投資利益率が 15%以上（中小企業者等にあつては 5%以上）となることが見込まれるものであることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けたものであること。</p> <p>※ 対象となる設備は、その投資計画に記載されている設備で、その事業者にとって投資目的を達成するために必要不可欠なものとする。</p> <p>※ なお、年平均の投資利益率は、次の算式によって算定。 $\frac{\text{「営業利益+減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$</p> <p>※1 会計上の減価償却費 ※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額 ※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額</p>

表 I - 5 取得価額要件

設備種類	取得価額要件
機械装置	1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの
工具及び器具備品	1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上のもの (1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む。)
建物、建物附属設備 及び構築物	一の取得価額が 120 万円以上のもの (建物附属設備については、一の取得価額が 60 万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む。)
ソフトウェア	一の取得価額が 70 万円以上のもの (一の取得価額が 30 万円以上で、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が 70 万円以上のものを含む。)

※ 構築物については、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 (B 類型) のみ対象。

図 I - 1 (i) 先端設備 (A 類型) のスキーム図

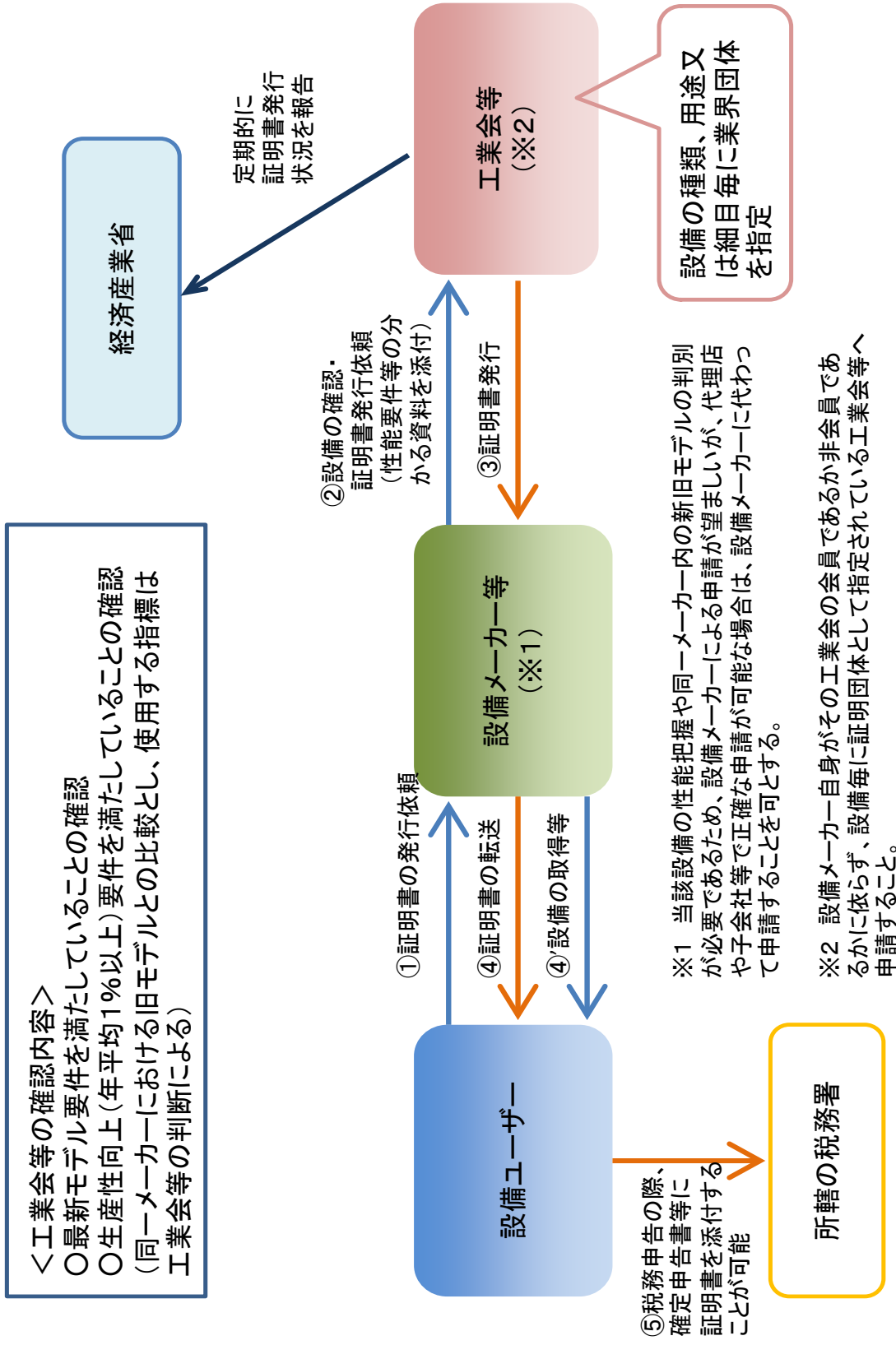


図 I - 2 (ii) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 (B 類型) のスキーム図

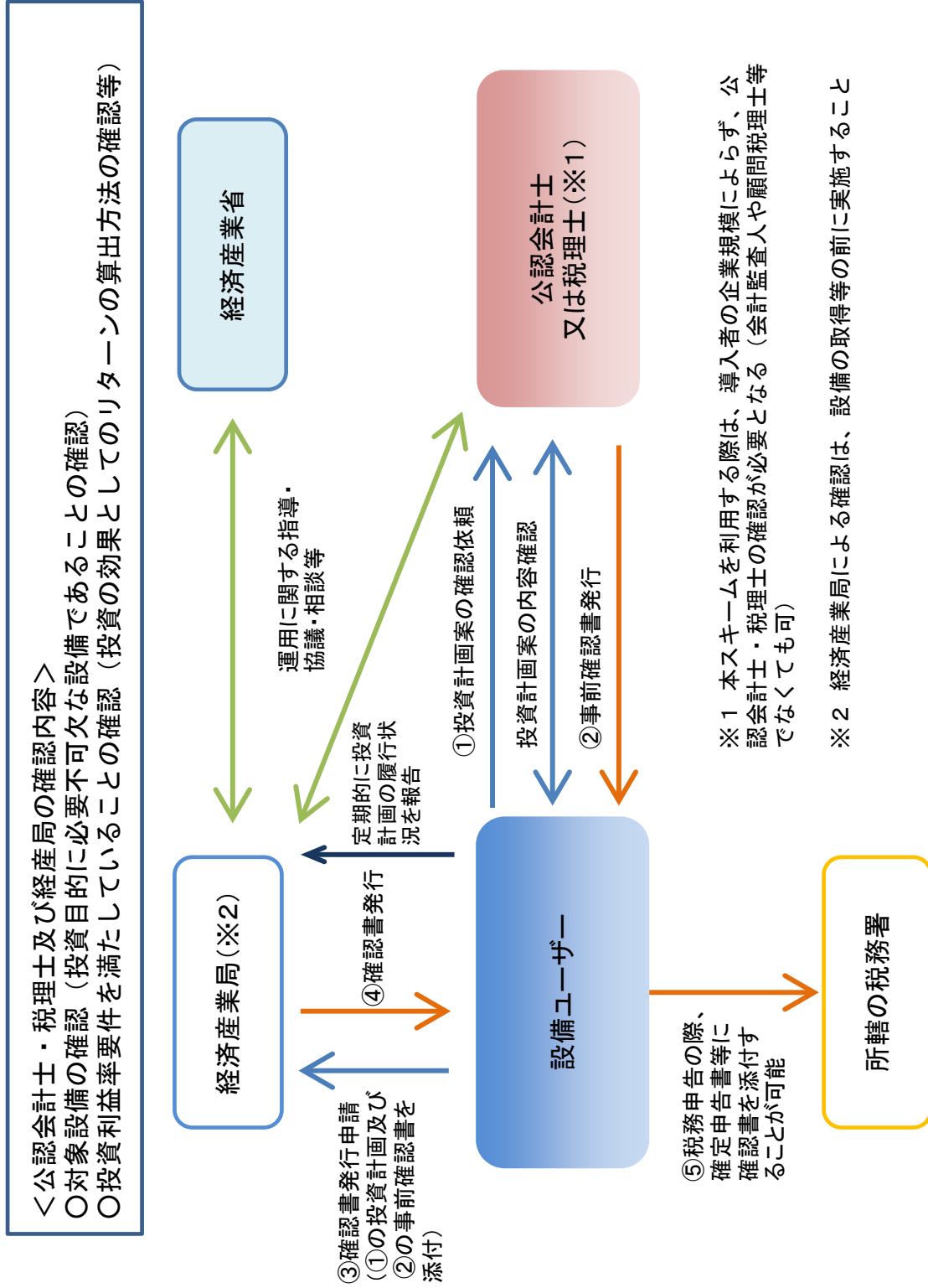


図 I - 2 (ii) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 (B 類型) のスキーム図

Ⅱ 中小企業投資促進税制

1. 概要

中小企業投資促進税制は、中小企業者等が一定規模以上の機械装置、事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資する特定の工具、器具備品、ソフトウェア等を適用期間内に取得等をし、指定事業の用に供した場合に、その取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除ができるものである（以下Ⅱにおいて「基本措置」という。）。また、中小企業者等が、中小企業投資促進税制の対象設備のうち、生産性向上設備投資促進税制の対象設備（生産性向上に資する質の高い設備）に該当するものの取得等をする場合には、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として、即時償却又は最大 10%の税額控除ができるものである。（租税特別措置法第 10 条の 3 及び第 42 条の 6）

2. 適用を受けることができる者

本制度の適用を受けることができる者は、青色申告書を提出する個人及び法人で次のいずれかに該当するもの（中小企業者等）である。

- (1) 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人
- (2) 資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人（次の①又は②に該当するものを除く。）
 - ① 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人の所有に属している法人
 - ② ①のほか、その発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が 2 以上の大規模法人の所有に属している法人

（注 1）大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社を除く。

（注 2）資本金の額又は出資金の額が 3,000 万円を超える法人（(4)に掲げる法人を除く。）は、基本措置における税額控除の適用を受けることができない。
- (3) 資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
- (4) 次に掲げる法人（以下Ⅱにおいて「農業協同組合等」という。）
 - ① 農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - ② 中小企業等協同組合
 - ③ 出資組合である商工組合及び商工組合連合会
 - ④ 内航海運組合及び内航海運組合連合会
 - ⑤ 出資組合である生活衛生同業組合
 - ⑥ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

- ⑦ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ⑧ 森林組合及び森林組合連合会

指定事業の範囲

本制度の指定事業は次の業種に属する事業である。

- (1) 製造業
- (2) 建設業
- (3) 農業
- (4) 林業
- (5) 漁業
- (6) 水産養殖業
- (7) 鉱業
- (8) 卸売業
- (9) 道路貨物運送業
- (10) 倉庫業
- (11) 港湾運送業
- (12) ガス業
- (13) 小売業
- (14) 料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く。）
- (15) 一般旅客自動車運送業
- (16) 海洋運輸業及び沿海運輸業
- (17) 内航船舶貸渡業
- (18) 旅行業
- (19) こん包業
- (20) 郵便業
- (21) 通信業
- (22) 損害保険代理業
- (23) サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く。）を除く。）

下線部については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。

3. 対象資産

本制度の対象資産（新品のものに限る。）は、次に該当するもの。

<基本措置>

- (1) 1台又は1基の取得価額が160万円以上の機械及び装置
- (2) 合計の取得価額が120万円以上の工具、器具及び備品であり、表Ⅱ-1に掲げるもの
- (3) 合計の取得価額が70万円以上の一定のソフトウェア（自社利用ソフトウェアとして無形固定資産に計上されるものは原則対象。ただし、複写して販売するための原本、開発研究用ソフトウェアは対象外。また、サーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア又は不正アクセス防御ソフトウェアのうちISO認証を受けていないものも対象外（表Ⅱ-2に掲げるものは対象。）
- (4) 車両及び運搬具（道路運送車両法に規定する普通自動車で貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量が3.5トン以上のものに限る。）

- (5) 内航運送業及び内航船舶貸渡業の用に供される船舶（ただし、取得価額の75%を対象とする。）

<上乗せ措置>

中小企業投資促進税制の対象設備のうち、以下の(1)又は(2)に該当するもの。

- (1) 生産性向上設備投資促進税制の「先端設備」の要件（A要件①②）を全て満たす設備
（注1）機械装置のうち「ソフトウェア組込型機械装置（あらかじめプログラムが組み込まれた専用のコンピューターが搭載され、そのコンピューターからの指令に基づいて作動する機械装置）」については、A要件①（最新モデル要件）においては、最新モデルに加え、一代前モデルも対象とする。

「一代前モデル」とは、各メーカーの中で、下記要件を全て満たすものをいう。

- ① 最新モデルと同じ種類、用途及び細目の設備のうち、最新モデルに対して最も近い年度に販売が開始されたものであること。
- ② 10年以内に販売が開始されたものであること。
- ③ 最新モデル自体がその一代前モデルと比べてA要件②（生産性向上要件）を満たすものである場合において、その一代前モデルがその直前のモデル（二代前モデル）と比べてA要件②（生産性向上要件）を満たすものであること。

（注2）ソフトウェアについては、A要件②（生産性向上要件）は適用しない。

- (2) 生産性向上設備投資促進税制の「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件（B要件①）を満たす設備

4. 適用期間

本制度の適用期間は、以下のとおりである。

基本措置：平成10年6月1日から平成29年3月31日まで

上乗せ措置：産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日まで

5. 特別償却又は税額控除

対象資産の取得等の後、指定事業（国内において自己が営むものに限る。）の用に供した場合には、措置ごとに、次の特別償却又は税額控除をその者の選択により認める。なお、所有権移転外リース取引による取得は税額控除のみ適用可能（特別償却は不適用）。

<基本措置>

- (1) 特別償却

供用年（個人が対象資産を指定事業の用に供した年）又は供用年度（法人が対象資産を指定事業の用に供した事業年度）において普通償却のほかに対象資産の取得価額の

30%相当額（特別償却限度額）を償却費として必要経費又は損金に算入することができる。

(2) 特別償却の繰越し

特別償却限度額まで必要経費又は損金に算入しなかった場合には、その償却不足額の1年間の繰越しが認められる。

(3) 税額控除

供用年の総所得金額に係る所得税の額又は供用年度の所得に対する法人税の額から、対象資産の取得価額の7%相当額を控除することができる。ただし、資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人（農業協同組合等を除く。）は、税額控除の適用を受けることができない。

(4) 税額控除の限度及びその繰越し

税額控除額の上限は、当期の所得税額又は法人税額の20%相当額となり、これを超える金額は1年間の繰越しが認められる。ただし、この繰越しの場合にも法人税額等の20%相当額が上限となり、かつ、(3)による控除ができる場合にはまずそれを行った後に繰越しによる控除を行う。

<上乗せ措置>

(1) 即時償却

供用年又は供用年度において即時償却することができる。

(2) 特別償却の繰越し

特別償却限度額（対象資産の取得価額から普通償却費を引いた額）まで必要経費又は損金に算入しなかった場合には、その償却不足額の1年間の繰越しが認められる。

(3) 税額控除

供用年の総所得金額に係る所得税の額又は供用年度の所得に対する法人税の額から、以下の額を控除することができる。

資本金3,000万円以下の法人等及び個人：対象資産の取得価額の10%相当額

資本金3,000万円超1億円以下の法人：対象資産の取得価額の7%相当額

(4) 税額控除の限度及びその繰越し

税額控除額の上限は、当期の所得税額又は法人税額の20%相当額となり、これを超える金額は1年間の繰越しが認められる。ただし、この繰越しの場合にも法人税額等の20%相当額が上限となり、かつ、(3)による控除ができる場合にはまずそれを行った後に繰越しによる控除を行う。

6. 他の制度との重複不適用

本制度の適用を受ける減価償却資産については、他の特別償却制度、割増償却制度等の適用を受けることができない。

7. 適用を受けるための手続

確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で申告することが必要である。また、取得した資産についてその性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要である。

上乘せ措置に関する詳細なスキームは生産性向上設備投資促進税制のページを参照のこと。

表Ⅱ－1

番号	工具、器具及び備品	要件
1	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	1台又は1基の取得価額が30万円以上であり、かつ合計の取得価額が120万円以上のもの
2	試験又は測定機器	
3	電子計算機（計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。）のうち、処理語長が16ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除く。）が16メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。）、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）又は電源装置を含む。）	1台又は1基、又は複数台の合計の取得価額が120万円以上のもの

4	インターネットに接続されたデジタル複合機（専用電子計算機（専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）により発信される制御指令信号に基づき、紙面を光学的に読み取り、デジタル信号に変換し、色の濃度補正、縦横独立変倍及び画像記憶を行う機能、外部から入力されたデジタル信号を画像情報に変換する機能並びに記憶した画像情報を保存し、送信し、及び紙面に出力する機能を有するものに限る。）	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
---	--	------------------------

表Ⅱ－2

一 サーバー用オペレーティングシステム	サーバー用オペレーティングシステム（ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項において同じ。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するサーバー用のソフトウェアをいう。次号において同じ。）のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証をされたもの（次号において「認証サーバー用オペレーティングシステム」という。）
二 サーバー用仮想化ソフトウェア	サーバー用仮想化ソフトウェア（二以上のサーバー用オペレーティングシステムによる一のサーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置に当該二以上のサーバー用オペレーティングシステムが書き込まれたものに限る。）に対する指令を制御し、当該指令を同時に行うことを可能とする機能を有するサーバー用のソフトウェアをいう。以下この号において同じ。）のうち、認証サーバー用仮想化ソフトウェア（電子計算機の記憶装置に書き込まれた二以上の認証サーバー用オペレーティングシステムによる当該電子計算機に対する指令を制御するサーバー用仮想化ソフトウェアで、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証をされたものをいう。）

<p>三 データベース管理ソフトウェア</p>	<p>データベース管理ソフトウェア(データベース(数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するものをいう。以下この号において同じ。)の生成、操作、制御及び管理をする機能を有するソフトウェアであつて、他のソフトウェアに対して当該機能を提供するものをいう。)のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証をされたもの(以下において「認証データベース管理ソフトウェア」という。)又は当該認証データベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア</p>
<p>四 連携ソフトウェア</p>	<p>連携ソフトウェア(情報処理システム(情報処理の促進に関する法律第 20 条第 1 項第 5 号に規定する情報処理システムをいう。以下この号において同じ。)から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するものをいう。)のうち、イの指令を日本工業規格(工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。イにおいて同じ。) X5731—8 に基づき認証をする機能及びイの指令を受けた旨を記録する機能を有し、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証をされたもの</p> <p>イ 日本工業規格 X0027 に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格 X4159 に適合する言語を使用して記述された指令を受ける機能</p> <p>ロ 指令を行うべき情報処理システムを特定する機能</p> <p>ハ その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、当該情報処理システムが実行することができる内容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適な経路を選択する機能</p>

五 不正アクセス防御ソフトウェア

不正アクセス防御ソフトウェア（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された次に掲げる通信プロトコルの区分に応じそれぞれ次に定める機能を有するソフトウェアであつて、インターネットに対応するものをいう。）のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証をされたもの

イ 通信路を設定するための通信プロトコルファイアウォール機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）

ロ 通信方法を定めるための通信プロトコルシステム侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、又は通過させる機能をいう。）

ハ アプリケーションサービスを提供するための通信プロトコルアプリケーション侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）

Ⅲ 生産等設備投資促進税制

1. 概要

生産等設備投資促進税制は、国内設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が国内の事業の用に供する生産等設備で、一定の要件を満たした場合において、その生産等設備を構成する資産のうち機械及び装置を国内にある事業の用に供したときは、その取得価額の3%の税額控除又は30%の特別償却をその者の選択により認めるものである。(租税特別措置法第10条の5の2及び第42条の12の2)

2. 適用を受けることができる者

本制度の適用を受けることができる者は、青色申告書を提出する個人及び法人で次の要件をいずれも満たすものである。

- (1) 国内における生産等設備への年間総投資額が適用事業年度の減価償却費を超えていること
- (2) 国内における生産等設備への年間総投資額が前事業年度と比較して10%超増加していること

3. 対象資産

本制度の対象資産(新品のものに限る。)は、国内にある当該法人の事業の用に供する生産等設備(建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品(法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる資産))を構成する資産のうち機械及び装置。

(注1)生産等設備は、その法人の事業の用に直接供される上記の減価償却資産(無形固定資産及び生物を除く。)で構成されているものであり、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しない。

(注2)損金経理をした金額は、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。

4. 適用期間

本制度の適用期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度(設立事業年度を除く。)である。

5. 税額控除又は特別償却

生産等設備を取得又は製作若しくは建設し、その生産等設備を構成する資産のうち機械及び装置を事業の用に供した場合には、次の税額控除又は特別償却をその者の選択により認める。

(1) 税額控除

供用年度（対象資産を事業の用に供した事業年度）の所得の額に対する法人税の額から事業年度に事業の用に供した対象資産の取得価額の3%相当額を控除する。ただし、法人税額の20%を限度とする。

(2) 特別償却

供用年度において普通償却のほかに対象資産の取得価額の30%相当額を償却費として損金に算入することができる。なお、当該年度に特別償却額不足額がある場合は1年間の繰越しが認められる。

なお、所有権移転外リース取引による取得は特別償却には適用されない。

※個人の場合は、供用年の所得税額等から控除等する。

6. 他の制度との重複不適用

本制度の適用を受ける減価償却資産については、他の特別償却制度等の適用を受けることができない。

7. 適用を受けるための手続

確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で申告することが必要である。

IV エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）

1. 概要

エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）は、対象資産を適用期間内に取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合に、その取得価額の30%の特別償却（中小事業者・中小企業者等は、取得価額の7%の税額控除との選択が可能）を認めるものである。（租税特別措置法第10条の2及び第42条の5）

本制度は、我が国のエネルギー環境への適合及びエネルギー需給構造の改革のため、需要・供給の両面において、エネルギー起源CO₂排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が必要不可欠であるとの観点から、平成23年度税制改正において創設されたものである。

2. 適用を受けることができる者

本制度の適用を受けることができる者は、青色申告書を提出する個人及び法人である。

中小事業者（個人）・中小企業者等（法人）の範囲

(1) 中小事業者

常時使用する従業員の数が千人以下の個人。

(2) 中小企業者等

① 中小企業者

1) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人（次の①又は②に該当するものを除く。）

イ) 発行済株式の総数又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人※の所有に属している法人

ロ) ①のほか、その発行済株式の総数又は出資の総数又は総額の3分の2以上が2以上の大規模法人※の所有に属している法人

※ 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社を除く。

2) 資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

②次に掲げる法人

- 1) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 2) 中小企業等協同組合
- 3) 出資組合である商工組合及び商工組合連合会
- 4) 内航海運組合及び内航海運組合連合会

- 5) 出資組合である生活衛生同業組合
- 6) 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 7) 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 8) 森林組合及び森林組合連合会

3. 対象資産

本制度の対象資産は、次のとおりである。

(平成 23 年 6 月 30 日財務省告示第 219 号により指定。平成 27 年 3 月 31 日財務省告示第 111 号により改定。)

- (1) 太陽光発電設備 (表Ⅳ-1)
- (2) 風力発電設備 (表Ⅳ-2)
- (3) 新エネルギー利用設備等 (表Ⅳ-3)
- (4) 二酸化炭素排出抑制設備等 (表Ⅳ-4)
- (5) エネルギー使用制御設備 (表Ⅳ-5)

(注)(1)及び(2)の設備、(4)の設備が設置される建築物については、それぞれ次に示す要件を満たす必要がある。

(1)及び(2)について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条第 2 項に規定する認定発電設備に該当するものであること。

(4)について、

1) 表Ⅳ-5 に掲げる設備のすべてが同時に設置されていること (ただし、インバーターが既に設置されている場合には、これを除く。)

2) 当該設備を設置後の建築物のエネルギー使用量の設置前の建築物のエネルギー使用量に対する割合が 100 分の 95 以下であること。

対象設備とならない場合

- (1) 製作又は建設の後事業の用に既に供されたものである場合
- (2) 3.(1)(2)(3)(4)の設備等を貸付けの用に供した場合
- (3) 他の特別償却制度、割増償却制度等の適用を受けるものである場合
- (4) 補助金等の交付を受けて取得等をしたものである場合
- (5) 3.(1)(2)(3)の設備等を電気事業の用に供した場合
- (6) 3.(5)の設備等を住宅の用に供した場合

4. 適用期間

本制度の適用期間は、以下のとおり。

(1)表Ⅳ－ 1 ～ 5 に掲げる設備に係る特別償却（30%）及び税額控除

平成 23 年 6 月 30 日から平成 28 年 3 月 31 日

(2)表Ⅳ－ 2 に掲げる設備に係る即時償却

平成 25 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

5. 特別償却又は税額控除

対象資産（新品のものに限る。）を適用期間内に取得（製作又は建設を含む。）し、その後 1 年以内に事業の用に供した場合には、次の特別償却又は税額控除をその者の選択により認める。

なお、所有権移転外リース取引による取得は税額控除のみ適用可能（特別償却は不適用）。

ただし、税額控除の適用は、2.中の中小事業者・中小企業者等に該当する者に限る。

(1) 特別償却（即時償却）

供用年又は供用年度において普通償却のほかに対象資産の取得価額の 30%相当額（表Ⅳ－ 2 に掲げる設備については取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額）を償却費として損金に算入することができる。

(2) 特別償却不足額の繰越し

当該事業年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度において生じた特別償却対象資産の特別償却限度額に係る不足額については、当該事業年度において損金の額に算入することができる。

(3) 税額控除

- ① 個人の場合 供用年（対象資産を事業の用に供した年）の総所得金額に係る所得税の額からその年に事業の用に供した対象資産の取得価額の 7%相当額を控除する。
- ② 法人の場合 供用年度（対象資産を事業の用に供した事業年度）の所得に対する調整前法人税額※からその事業年度に事業の用に供した対象資産の取得価額の 7%相当額を控除する。

※調整前法人税額：税額控除制度や法人税額の額の計算に係る特例等の規定を適用しないで計算した場合等の法人税の額（租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項第 2 号）

(4) 税額控除の限度及びその繰越し

税額控除により控除を受ける金額は、次に掲げる金額を限度とし、これを超える金額については 1 年間繰り越すことができる。ただし、この繰越しの場合にも次に掲げる金額が限度となり、かつ、(1)による控除ができる場合にはまずそれを行った後に繰越しによる控除を行う。

- ① 個人の場合 供用年の事業所得に係る調整前事業所得税額※の 20%相当額。
- ② 法人の場合 供用年度の所得に対する調整前法人税額の 20%相当額。

※調整前事業所得税額：所得税額の特別控除等の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額や配当所得の金額等の合計額のうち事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額（租税特別措置法第10条第6項第2号、租税特別措置法施行令第5条の3第7項）

6. 他の制度との重複不適用

本制度の適用を受ける減価償却資産については、他の特別償却制度、割増償却制度等の適用を受けることができない。

7. 適用を受けるための手続

確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で申告することが必要である。また、取得した資産についてその性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要である。

表Ⅳ－5に示す各設備については、上記3.の注書きの要件を満たすものであることについて、経済産業大臣が確認した旨を証する書類を確定申告書等に添付することが必要。

8. その他

本制度の対象設備のうち固定資産税の減免措置の対象となっているものもあるが、これらについては、本制度の適用を受けるものについても、その減免措置の適用を受けることができる。

表IV-1 太陽光発電設備

機械その他の減価償却資産	
太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に変換するもののうち、業標準化法昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格C8960に定める真性変換効率が13.5パーセント以上（シリコン製の薄膜太陽電池にあつては7.0パーセント以上とし、化合物太陽電池にあつては8.0パーセント以上とする。）のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）	

表IV-2 風力発電設備

機械その他の減価償却資産	
風力発電設備（風力エネルギーを回転力に変換し、電気を発生させるもののうち、ロータ及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）	

表IV-3 新エネルギー利用設備等

番号	機械その他の減価償却資産
1	中小水力発電設備（水力エネルギーを回転力に変換し、電気を発生させるもの（発電出力が3万キロワット未満のものに限る。）のうち、水車及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の取水設備、沈砂池、導水路、ヘッドタンク、水圧管路、放水路、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）

2	<p>水熱利用設備（河川水若しくは海水又は下水を熱源として利用するものうち、第1号又は第2号に該当するもの及び第3号に該当するものに限る。）</p> <p>(1) 当該河川水又は海水の採水設備（取水口設備、放水口設備及び取水ポンプに限る。）並びに採熱用熱交換器及び配管（採水設備から電動熱源機までの間のものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、ストレーナ、生物付着防止装置、計量装置若しくは自動調整装置を含む。）</p> <p>(2) 当該下水の採水装置（取水ポンプに限る。）並びに採熱用熱交換器及び配管（採水装置から電動熱源機までの間のものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、ストレーナ、生物付着防止装置、計量装置、貯水槽若しくは自動調整装置を含む。）</p> <p>(3) 前2号に掲げる設備により製造された熱媒体を供給又は回収するための導管（これと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、供給制御装置若しくは計量装置を含む。）</p>
3	<p>雪氷熱利用設備（雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源として利用するものうち、当該雪又は氷の貯蔵設備及び配管を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の搬送ポンプ、送風機、熱交換器又は自動調整装置を含む。）</p>
4	<p>バイオマス利用装置（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>(1) 紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼ボイラー（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物（紙又はパルプを製造する工程において生じたものに限る。）を燃焼させることにより蒸気を発生させるもの（ストーカ式のものを除き、定格蒸気発生量が毎時1トン以上のものに限る。）のうち、ボイラーの排ガスを利用して燃焼用の空気を200度以上に加熱する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の前処理装置、熱交換器、送風機、搬送装置、灰処理装置、排ガス処理装置、ポンプ又は配管を含む。）</p> <p>(2) リグニン燃焼ボイラー（濃縮されたパルプ廃液に含まれるリグニンを</p>

燃焼させることにより蒸解薬液を回収するとともに蒸気を発生させるもの（蒸気温度が五百度以上で、かつ、蒸気圧力が 9,806 キロパスカル以上のものに限る。）のうち、ボイラーの排ガス排出口における排ガスの温度が 130 度以下で、かつ、ボイラー効率が 70 パーセント以上のものを専用の自動調整装置と同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の溶解タンク、送風機、ポンプ又は配管を含む。）

(3) バイオマス利用メタンガス製造装置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物を発酵させることにより得られた混合ガスからメタンガスを精製するものうち、前処理装置及び残さ濃縮装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料供給装置、ポンプ又は配管を含む。）

(4) バイオマスエタノール製造装置（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成 9 年政令第 208 号）第 1 条第 1 号に規定するバイオマスを原材料としてアルコール濃度 99.5 パーセント以上のエタノールを製造するものうち、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の粉砕機、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、熱交換器、冷却装置、ボイラー、廃水処理装置、貯蔵装置、ポンプ又は配管を含む。）

(5) 下水汚泥固形燃料貯蔵設備（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 13 条の 3 第 3 号に規定する下水汚泥等を原材料とする固形燃料の貯蔵装置（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の 4 第 2 項に規定する技術上の基準を満たすものうち容積が 2,000 立方メートル未満のものに限る。）及び払出装置（指令に基づく供給量で当該固形燃料の払出しを行う機構を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の受入装置、集じん装置、搬送装置、計量装置又は供給制御装置を含む。）

表IV-4 二酸化炭素排出抑制設備等

番号	機械その他の減価償却資産
1	<p>コンバインドサイクル発電ガスタービン（ガスタービンを駆動し発電を行うもの（ガスタービン駆動後の排ガスをボイラーに導いて、熱回収を行い、発生した蒸気を汽力発電に利用するものに限る。）で、当該ガスタービン、燃焼器及び空気圧縮機を同時に設置する場合のこれらのものであって、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業、同項第3号に規定する卸電気事業又は同項第11号に規定する卸供給を行う事業（同項第2号に規定する一般電気事業者が実施する入札に応じて落札した供給条件により当該供給を行う事業を除く。）の用に供するもののうち、対象となるコンバインドサイクル発電設備の熱効率（高位発熱量で算出した定格負荷運転時の発電端における設計値をいう。）が51パーセント以上のものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の起動・停止装置、潤滑油装置、吸排気装置、蒸気噴射装置、制御装置、燃料供給装置又は配管を含む。）</p>
2	<p>プラグインハイブリッド自動車（原動機として内燃機関及びリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機を搭載した道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（次項及び4の項において「検査済自動車」という。）のうち、制動時のエネルギーの回生を行う機構及び外部から供給される電気を当該リチウムイオン蓄電池に充電する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の電力制御装置（制御装置、直交変換装置、充電装置、充放電ケーブル、表示操作器及び系統連系用保護装置から構成されるもののうち、充放電機能を有するものに限る。4の項において同じ。）を含む。）</p>
3	<p>エネルギー回生型ハイブリッド自動車（原動機として内燃機関及び電動機又は油圧モーターを搭載した検査済自動車（道路運送車両法施行規則昭和26年運輸省令第74号）別表第一に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、専ら人の運送の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）のうち、制動時のエネルギーの回生を行う機構を有するものに限る。）</p>

4	電気自動車（原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機（回転子に永久磁石を用いるものに限る。）のみを搭載した検査済自動車のうち半導体インバーター式の制御装置を用いて当該電動機を制御する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の電力制御装置を含む。）
5	電気自動車専用急速充電設備（電気自動車（電気を動力源とする自動車のうち内燃機関を有するもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）に搭載された蓄電池に充電するためのもので、絶縁変圧器、整流器、供給制御装置（電気自動車に搭載された専用電子計算機から発信される制御指令信号に基づき電気の供給量を自動的に制御する機構を有するものに限る。）及び充電用コネクタから構成されるもののうち、定格出力が10キロワット以上のものに限る。）
6	高効率型電動熱源機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の熱源機で、出口標準温度（熱源機の出口温度が冷熱7度以下又は温熱45度以上をいう。）の状態において、冷却能力又は加熱能力が100キロワット以上（給湯設備と同時に設置するものについては、加熱能力が14キロワット以上）のものうち消費エネルギーに対する生産エネルギーの割合が6.0以上（水冷式のチリングユニットにあつては5.0以上とし、空冷式のチリングユニットにあつては4.0以上とする。）のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の冷却塔、冷温水槽、蓄熱槽、制御装置、ポンプ又は配管を含む。）
7	定置用蓄電設備（建物及び構築物に設置される蓄電池のうち、蓄電容量の合計が5キロワット時以上（ナトリウム・硫黄電池にあつては、3,000キロワット時以上）のもの（電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供されるものを除く。）に限り、これと同時に設置する専用の制御装置、直交変換装置、表示操作器又は系統連系用保護装置を含む。）

表IV-5 エネルギー使用制御設備

番号	機械その他の減価償却資産
1	測定装置（建築物の室内又は室外における温度、湿度、照度、一酸化炭素濃度及び二酸化炭素濃度並びに建築物に設置される空気調和設備、照明設備その他の建築設備（次項及び6の項において「空気調和設備等」という。）の稼働状況及びエネルギーの使用量を測定するもののうち、当該測定した値（次項及び6の項において「測定値」という。）を中継装置（次項に規定する中継装置をいう。3の項から6の項までにおいて同じ。）に送信する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
2	中継装置（測定値並びに空気調和設備等の運転及び管理に関する情報（6の項において「運転管理情報」という。）を電子計算機（6の項に規定する電子計算機をいう。）に伝送する機構並びに空気調和設備等の動作を制御するための制御指令信号（次項から5の項までにおいて「制御指令信号」という。）を次項から6の項までに掲げるものに伝送する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の盤類及び配線を含む。）
3	アクチュエーター（中継装置から伝送された制御指令信号に基づき、バルブ及びダンパーの開度を調整する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
4	可変風量制御装置（中継装置から伝送された制御指令信号に基づき風量を調節する機構を有するもののうち、空気調和設備の吹出し口に設置するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
5	インバーター（中継装置から伝送された制御指令信号に基づき交流電動機の出力軸の回転数を変化させることにより電力負荷を調整する機能を有するもののうち、半導体スイッチング素子を用いたものに限るものとし、これと同時に設置する専用の盤類及び配線を含む。）
6	電子計算機（中継装置から伝送された測定値及び運転管理情報に基づき、空気調和設備等の管理及び建築物の消費エネルギーを最小にするための演算を行う専用の電子計算機（物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものに限る。）に限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、音声入力装置、表示装置又はプリンターに限る。）、補助記憶装置、伝送用装置若しくは電源装置又は専用の盤類及び配線を含む。）

V 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

1. 概要

商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けた特定中小企業者等が一定規模以上の経営改善設備を適用期間内に取得等し、指定事業の用に供した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%特別償却をその者の選択により認めるものである（租税特別措置法第10条の5の3及び第42条の12の3）。

2. 適用を受けることができる者

本制度の適用を受けることができる者は、青色申告書を提出する個人及び法人で次のいずれかに該当するもの（特定中小企業者等）である。

- (1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- (2) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人（次の①又は②に該当するものを除く。）

① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

② ①のほか、その発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が2以上の大規模法人の所有に属している法人

（注1）大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社を除く。

（注2）資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人（(4)に掲げる法人を除く。）は、取得に係る税額控除の適用を受けることができない。

- (3) 資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(4) 次に掲げる法人

① 中小企業等協同組合（中小企業団体中央会に該当するものを除く。）

② 出資組合である商工組合 ③ 商店街振興組合

④ 農業協同組合 ⑤ 漁業協同組合

⑥ 森林組合

認定経営革新等支援機関等

認定経営革新等支援機関等とは、次に掲げる機関である。

- (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関

(2) 商工会議所

(3) 商工会

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (4) 都道府県中小企業団体中央会 | (5) 商店街振興組合連合会 |
| (6) 農業協同組合 | (7) 農業協同組合連合会 |
| (8) 農業協同組合中央会 | (9) 都道府県農業会議 |
| (10) 森林組合 | (11) 森林組合連合会 |
| (12) 漁業協同組合 | (13) 漁業協同組合連合会 |
| (14) 生活衛生同業組合 | (15) 生活衛生同業小組合 |
| (16) 都道府県生活衛生営業指導センター | |

指定事業の範囲

本制度の指定事業は次の業種に属する事業である。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 卸 売 業 | (2) 小 売 業 |
| (3) 農 業 | (4) 林 業 |
| (5) 漁 業 | (6) 水産養殖業 |
| (7) 情報通信業（租税特別措置法施行令第 28 条の 8 第 2 項第 2 号イに規定する特定情報通信業を除く。） | |
| (8) 一般旅客自動車運送業 | (9) 道路貨物運送業 |
| (10) 倉 庫 業 | (11) 港湾運送業 |
| (12) こん包業 | (13) 損害保険代理業 |
| (14) 不動産業 | (15) 物品賃貸業 |
| (16) 専門サービス業 | (17) 広 告 業 |
| (18) 技術サービス業 | (19) 宿 泊 業 |
| (20) 飲食店業 | (21) 洗濯・理容・美容・浴場業 |
| (22) その他の生活関連サービス業 | (23) 社会保険・社会福祉・介護事業 |
| (24) サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業）） | |

※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に該当する事業は、①バー、キャバレーなどの飲食店業で生活衛生同業組合の組合員が行う場合、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けている場合、を除いて税制措置の対象外。

3. 対象資産

本制度の対象資産（新品のものに限る。）は、認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類に記載された次のいずれか。

- (1) 1台又は1基の取得価額が30万円以上の器具及び備品
- (2) 一の建物附属設備で取得価額が60万円以上のもの

4. 適用期間

本制度の適用期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までである。

5. 税額控除又は特別償却

対象資産（新品のものに限る。）を取得（製作又は建設を含む。）の後、指定事業（国内において自己が営むものに限る）の用に供した場合には、次の税額控除又は特別償却をその者の選択により認める。

なお、所有権移転外リース取引による取得は税額控除のみ適用可能（特別償却は不適用）。

(1) 税額控除

- ① 個人の場合 供用年（対象資産を事業の用に供した年）の総所得金額に係る所得税の額からその年に事業の用に供した対象資産の取得価額の 7%相当額を控除する。
- ② 法人の場合 供用年度（対象資産を事業の用に供した事業年度）の所得に対する法人税の額からその事業年度に事業の用に供した対象資産の取得価額の 7%相当額を控除する。

(2) 税額控除の限度及びその繰越し

税額控除により控除を受ける金額は、次に掲げる金額を限度とし、これを超える金額についてはその後 1 年間繰り越すことができる。ただし、この繰越しの場合にも次に掲げる金額が限度となり、かつ(1)による控除ができる場合にはまずそれを行った後に繰越しによる控除を行う。

- ① 個人の場合 供用年の事業所得に係る所得税の額の 20%相当額。
- ② 法人の場合 供用年度の所得に対する法人税の額の 20%相当額。

(3) 特別償却

供用年又は供用年度において普通償却のほかに対象資産の取得価格の 30%相当額を償却費として必要経費又は損金に算入することができる。

(4) 特別償却の繰越し

特別償却についても、税額控除と同様に 1 年間の繰越しが認められる。

6. 他の制度との重複不適用

本制度の適用を受ける減価償却資産については、他の特別償却制度、割増償却制度等の適用を受けることができない。

7. 適用を受けるための手続

本制度の適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として以下の事項を記載した書類の交付を受ける必要がある。

- (1) 当該認定経営革新等支援機関等の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は所在地
- (2) 当該認定経営革新等支援機関等による指導及び助言を受けた当該法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
※個人の場合は個人の氏名及び住所並びに住所地と納税地が異なる場合には、その納税地
- (3) 当該指導及び助言を行った年月日（当該指導及び助言を二日以上継続して行った場合には、当該指導及び助言を実施した期間）並びに当該指導及び助言の内容
- (4) 当該指導及び助言に基づき、当該指導及び助言を受けた法人又は個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した器具及び備品並びに建物附属設備の明細
- (5) その他参考となるべき事項

また、確定申告書等に必要事項を記載し、上記の書類及び特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で申告することが必要である。また、取得した資産についてその性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要である。

VI 中心市街地活性化税制

1. 概要

中心市街地の活性化に関する法律第 42 条の 2 第 2 項に規定する「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる同法第 42 条第 1 項に規定する「特定民間中心市街地経済活力向上事業」により、建物及び建物附属設備、構築物を取得し、事業の用に供した場合、その用に供した日以後 5 年以内の日を含む各事業年度において、普通償却限度額の 30% の割増償却ができるものである。(租税特別措置法第 14 条の 2 第 2 項第 3 号及び第 47 条の 2 第 3 項第 3 号)

2. 適用を受けることができる者

本制度の適用を受けることができる者は、青色申告書を提出する個人及び法人である。

3. 対象資産

「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる「特定民間中心市街地経済活力向上事業」により整備される建築物（建物及び建物附属設備）及び構築物で、以下の要件を満たすもの。

- (1) 「特定民間中心市街地経済活力向上事業」により整備され、かつ中心市街地の活性化に関する法律第 51 条第 1 項に規定する「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者」に該当する個人又は法人が取得するものであることにつき、経済産業大臣により証明がされたもの。
- (2) 新築されたものを取得又は新築したものの。

4. 適用期間

本制度の適用期間は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 30 号）の施行日（平成 26 年 7 月 3 日）から平成 27 年 3 月 31 日までである。

5. 他の制度との重複不適用

本制度の適用を受ける減価償却資産については、他の特別償却制度等の適用を受けることができない。

6. 適用を受けるための手続

確定申告書等に必要事項を記載し、下記の書類を添付した上で申告することが必要である。

- (1) 当該建築物又は構築物に係る確認済証の写し及び検査済証の写し（建築基準法第 88 条第 1 項又は第 2 項の政令で指定する工作物に該当しない構築物は不要）

(2) 経済産業大臣の証する書類（上記 3. (1)）

● 地方拠点強化税制

1. 概要

地方拠点強化税制は、事業者が地域再生法第17条の2に規定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、都道府県知事の認定を受けた後、当該計画に従って建物及び当該建物の附属設備、構築物を取得し、事業の用に供した場合に、税額控除又は特別償却をその者の選択により認めるものである。（租税特別措置法第10条の4及び第42条の12）

2. 適用を受けることができる者

本制度の適用を受けることができる者は、青色申告書を提出する個人又は法人で、地方活力向上地域特定業務施設整備事業計画について、都道府県知事の認定を受けている者である。地方活力向上地域特定業務施設整備事業には移転型事業及び拡充型事業がある。

(1) 移転型事業

東京23区から特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域に移転して整備する事業

(2) 拡充型事業

認定地域再生計画に記載されている拡充型事業の対象地域において、特定業務施設を整備する事業

(注) それぞれの事業を実施する区域は、都道府県が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画で定められる。

3. 対象資産

本制度の対象資産（新たに取得するものに限る。）は、特定業務施設に該当する建物及び当該建物の附属設備、構築物であって、特定業務施設とは以下のいずれかをいう。

① 事務所であって、次に掲げる部門のために使用されるもの

ア) 調査及び企画部門（事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門）

イ) 情報処理部門（自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門）

ウ) 研究開発部門（基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門）

エ) 国際事業部門（輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門）

オ) その他管理業務部門（総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門）

② 研究所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

③ 研修所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による人材育

成において重要な役割を担うもの

4. 適用期間

本制度の適用は、平成 27 年 6 月 26 日（改正地域再生法施行の日）から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、その認定を受けた日の翌日以後 2 年を経過する日までの間に、対象資産を取得し、事業の用に供した場合に適用できる。

5. 税額控除又は特別償却

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定業務施設に該当する建物等を取得して、事業の用に供した場合に、移転型事業については、その取得価額の 7% の税額控除（「計画」認定が平成 29 年 4 月 1 日以後は 4%）又は 25% の特別償却を、拡充型事業については、その取得価額の 4%（「計画」認定が平成 29 年 4 月 1 日以後は 2%）又は 15% の特別償却を事業者の選択により適用する。

6. 他の制度との重複不適用

本制度の適用を受ける減価償却資産については、他の特別償却制度等の適用を受けることができない。

7. 適用を受けるための手続

確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書の写しを添付した上で申告することが必要である。

Ⅶ 減価償却資産の耐用年数等

所得税法及び法人税法に規定する減価償却資産の耐用年数、償却率、改定償却率、保証率及び残存価額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）（最終改正平成 27 年 3 月 31 日財務省令第 38 号）において、次のとおり規定されている。

なお、表Ⅶ－1～11 は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第一から別表第十一に該当するものである。

1. 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（表Ⅶ－1）
2. 機械及び装置の耐用年数表（表Ⅶ－2）
3. 無形減価償却資産の耐用年数表（表Ⅶ－3）
4. 生物の耐用年数表（表Ⅶ－4）
5. 公害防止用減価償却資産の耐用年数表（表Ⅶ－5）
6. 開発研究用減価償却資産の耐用年数表（表Ⅶ－6）
7. 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表（表Ⅶ－7）
8. 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表（表Ⅶ－8）
9. 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表（表Ⅶ－9）
10. 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表（表Ⅶ－10）
11. 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表（表Ⅶ－11）
12. 鉱業権、坑道及び公共施設等運営権の耐用年数

①採掘権	当該採掘権に係る鉱区の採掘予定数量を、当該鉱区の最近における年間採掘数量その他当該鉱区に属する設備の採掘能力、当該鉱区において採掘に従事する人員の数等に照らし適正に推計される年間採掘数量で除して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数
②試掘権	イ 石油、アスファルト又は可燃性天然ガスに係る試掘権 8 年 ロ イに掲げる試掘権以外の試掘権 5 年

<p>③租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利</p>	<p>①の規定に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数</p>
<p>④坑道</p>	<p>①の規定に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数</p>
<p>⑤公共施設等運営権</p>	<p>当該公共施設等運営権に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第19条第3項(公共施設等運営権の設定の時期等)の規定により公表された同法第17条第3号(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)に掲げる存続期間の年数</p>

表Ⅶ－1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	50
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	34
		その他のもの	41
		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	31
		その他のもの	39
		店舗用のもの	39
		病院用のもの	39
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	38
		公衆浴場用のもの	31
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24		
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	31		
その他のもの			
倉庫事業の倉庫用のもの			

	冷蔵倉庫用のもの	21
	その他のもの	31
	その他のもの	38
れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	41
	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	38
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	38
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	36
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	34
	公衆浴場用のもの	30
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	22
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの	28
	その他のもの	20
	その他のもの	30
	その他のもの	34
金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	38
	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	34
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	31
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、	31

	<p>格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>倉庫事業の倉庫用のもの</p> <p>冷蔵倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>29</p> <p>27</p> <p>20</p> <p>25</p> <p>19</p> <p>26</p> <p>31</p>
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を</p>	<p>30</p> <p>27</p> <p>25</p> <p>25</p> <p>24</p> <p>19</p> <p>15</p> <p>19</p>

	<p>常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	24
<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>22</p> <p>19</p> <p>19</p> <p>19</p> <p>17</p> <p>15</p> <p>12</p> <p>14</p> <p>17</p>
<p>木造又は合成樹脂造のもの</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p>	<p>24</p> <p>22</p> <p>20</p> <p>17</p> <p>17</p> <p>12</p>

		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	9
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	11
		その他のもの	15
木造モルタル造のもの		事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	22
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	20
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	15
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	15
		公衆浴場用のもの	11
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	7
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	10
		その他のもの	14
簡易建物		木製主要柱が10センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	10
		掘立造のもの及び仮設のもの	7
建物 附属 設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15

	冷房、暖房、通風又は ボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が 22 キロワット以下のもの） その他のもの	13 15
	昇降機設備	エレベーター エスカレーター	17 15
	消火、排煙又は災害報 知設備及び格納式避 難設備		8
	エヤーカーテン又は ドア自動開閉設備		12
	アーケード又は日よ け設備	主として金属製のもの その他のもの	15 8
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3 15
	前掲のもの以外のもの 及び前掲の区分に よらない	主として金属製のもの その他のもの	18 10
	構築 物	鉄道業用又は軌道業 用のもの	軌条及びその附属品 まくら木 木製のもの コンクリート製のもの 金属製のもの 分岐器 通信線、信号線及び電燈電力線 信号機 送配電線及びき電線 電車線及び第 3 軌条 帰線ボンド 電線支持物（電柱及び腕木を除く。） 木柱及び木塔（腕木を含む。） 架空索道用のもの その他のもの

	前掲以外のもの	
	線路設備	
	軌道設備	
	道床	60
	その他のもの	16
	土工設備	57
	橋りょう	
	鉄筋コンクリート造のもの	50
	鉄骨造のもの	40
	その他のもの	15
	トンネル	
	鉄筋コンクリート造のもの	60
	れんが造のもの	35
	その他のもの	30
	その他のもの	21
	停車場設備	32
	電路設備	
	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	45
	踏切保安又は自動列車停止設備	12
	その他のもの	19
	その他のもの	40
その他の鉄道用又は 軌道用のもの	軌条及びその附属品並びにまくら木	15
	道床	60
	土工設備	50
	橋りょう	
	鉄筋コンクリート造のもの	50
	鉄骨造のもの	40
	その他のもの	15
	トンネル	
	鉄筋コンクリート造のもの	60
	れんが造のもの	35
	その他のもの	30
	その他のもの	30

発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和27年法律第358号）に基づき建設したものに限る。）	30
	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	57
	汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	41
	送電用のもの	
	地中電線路	25
	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	36
	配電用のもの	
	鉄塔及び鉄柱	50
	鉄筋コンクリート柱	42
	木柱	15
	配電線	30
引込線	20	
添加電話線	30	
地中電線路	25	
電気通信事業用のもの	通信ケーブル	
	光ファイバー製のもの	10
	その他のもの	13
	地中電線路	27
その他の線路設備	21	
放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱	
	円筒空中線式のもの	30
	その他のもの	40
	鉄筋コンクリート柱	42
	木塔及び木柱	10
	アンテナ	10
接地線及び放送用配線	10	
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
	果樹棚又はホップ棚	14

	その他のもの	17
	主として金属造のもの	14
	主として木造のもの	5
	土管を主としたもの	10
	その他のもの	8
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用・運動場用・遊園地用又は学校用のもの	スタンド	
	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	45
	主として鉄骨造のもの	30
	主として木造のもの	10
	競輪場用競争路	
	コンクリート敷のもの	15
	その他のもの	10
	ネット設備	15
	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30
	水泳プール	30
	その他のもの	
	児童用のもの	
	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジム、その他の遊戯用のもの	10
	その他のもの	15
	その他のもの	
	主として木造のもの	15
	その他のもの	30
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	20
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
	ビチューマルス敷のもの	3

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	水道用ダム トンネル 橋 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 乾ドック サイロ 下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの	80 75 60 50 45 35 35 30 25 24 15 60
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	やぐら及び用水池 サイロ 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの	40 34 30 15 13 10 5 40
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響をうけるもの その他のもの その他のもの	50 7 25 40
石造のもの（前掲のもの	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、	50

のを除く。)	防波堤、上水道及び用水池 乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	45 35 50
土造のもの（前掲のものを除く。)	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの	40 30 15 20 17 40
金属造のもの（前掲のものを除く。)	橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの	45 25 22 30 15 10 20 8 10 15 25 15 20 15 10 15 45

	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）		10
	木造のもの（前掲のものを除く。）	橋、塔、やぐら及びドック	15
		岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	10
		飼育場	7
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として木造のもの	15
		その他のもの	50
船舶	船舶法（明治32年法第46号）第4条から第19条までの適用を受ける鋼船		
	漁船	総トン数が500トン以上のもの	12
		総トン数が500トン未満のもの	9
	油そう船	総トン数が2,000トン以上のもの	13
		総トン数が2,000トン未満のもの	11
	薬品そう船		10
	その他のもの	総トン数が2,000トン以上のもの	15
		総トン数が2,000トン未満のもの	
		しゅんせつ船及び砂利採取船	10
		カーフェリー	11
	その他のもの	14	
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船		
	漁船		6
	薬品そう船		8
	その他のもの		10

	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）		9
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船		7
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホーバークラフト		8
	その他のもの		
	鋼 船	しゅんせつ船及び砂利採取船	7
		発電船及びとう載漁船	8
		ひき船	10
		その他のもの	12
	木 船	とう載漁船	4
		しゅんせつ船及び砂利採取船	5
		動力魚船及びひき船	6
		薬品そう船	7
		その他のもの	8
	その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	4
		その他のもの	5
航空機	飛行機	主として金属製のもの	
		最大離陸重量が130トンを超えるもの	10
		最大離陸重量が130トン以下のもので、5.7トンを超えるもの	8
		最大離陸重量が5.7トン以下のもの	5
	その他のもの	5	
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	5
		その他のもの	5

車両 及び 運搬 具	鉄道用又は軌道用車 両（架空索道用搬器を 含む。）	電気又は蒸気機関車	18
		電車	13
		内燃動車（制御車及び附随車を含む。）	11
		貨 車	
		高压ボンベ車及び高压タンク車	10
		薬品タンク車及び冷凍車	12
		その他のタンク車及び特殊構造車	15
		その他のもの	20
		線路建設保守用工作車	10
		鋼索鉄道用車両	15
		架空索道用搬器	
		閉鎖式のもの	10
		その他のもの	5
		無軌条電車	8
その他のもの	20		
特殊自動車（この項に は、別表第2に掲げる 減価償却資産に含ま れるブルドーザー、パ ワーショベルその他 の自走式作業用機械 並びにトラクター及 び農林業用運搬機具 を含まない。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、 移動無線車及びチップ製造車	5	
	モーターシーパー及び除雪車	4	
	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、 トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装し たもの		
	小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が 2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リ ットル以下のものをいう。）	3	
	その他のもの	4	
運送事業用、貸自動車	自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除		

<p>業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）</p>	<p>く。）</p> <p>小型車（貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。） 3</p> <p>その他のもの 大型乗用車（総排気量が3リットル以上のものをいう。） 5</p> <p>その他のもの 乗合自動車 5 自動車及びリヤカー 2 被けん引車その他のもの 4</p>	
<p>前掲のもの以外のもの</p>	<p>自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）</p> <p>小型車（総排気量が0.66リットル以下のものをいう。） 4</p> <p>その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの 4 その他のもの 5 報道通信用のもの 5 その他のもの 6 二輪又は三輪自動車 3 自転車 2 鉦山用人車、炭車、鉦車及び台車 金属製のもの 7 その他のもの 4 フォークリフト 4 トロッコ 金属製のもの 5 その他のもの 3 その他のもの 自走能力を有するもの 7</p>	

		その他のもの	4
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）		5
	治具及び取付工具		3
	ロール	金属圧延用のもの	4
		なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3
	型（型枠わくを含む。）、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2
		その他のもの	3
	切削工具		2
	金属製柱及びカッペ		3
	活字及び活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	2
		自製活字及び活字に常用される金属	8
前掲のもの以外のもの	白金ノズル	13	
	その他のもの	3	
前掲の区分によらないもの	白金ノズル	13	
	その他の主として金属製のもの	8	
	その他のもの	4	
器具及び備品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務机、事務いす及びキャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		応接セット	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	8
		ベッド	8
		児童用机及びいす	5
陳列だな及び陳列ケース			
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6		

	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物	
	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3
	その他のもの	6
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	食事又はちゅう房用品	
	陶磁器製又はガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
2 事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター	
	孔版印刷又は印書業用のもの	3
	その他のもの	5
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ（サーバ用のものを除く。）	4
	その他のもの	5
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5

	その他の事務機器	5
	テレタイプライター及びファクシミリ	5
	インターホーン及び放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
	その他のもの	10
3 時計、試験機器及び測定機器	時計	10
	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
4 光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
5 看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
6 容器及び金庫	ボンベ	
	溶接製のもの	6
	鍛造製のもの	
	塩素用のもの	8
	その他のもの	10
	ドラムかん、コンテナーその他の容器	
	大型コンテナー（長さが6メートル以上のものに限る。）	7
	その他のもの	
	金属製のもの	3
	その他のもの	2
	金庫	
	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
7 理容又は美容機		5

器		
8 医療機器	消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復 訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分 析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	4 5 7 6 6 7 6 8 4 6 3 10 5
9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具 及び射的用具 ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちょう及び幕 衣しょう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	8 2 5 3 3 5 2 10 5
10 生物	植物 貸付業用のもの その他のもの	2 15

	動物	
	魚類	2
	鳥類	4
	その他のもの	8
11 前掲のもの以外のもの	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	2
	シート及びロープ	2
	きのこ栽培用ほだ木	3
	漁具	3
	葬儀用具	3
	楽器	5
	自動販売機（手動のものを含む。）	5
	無人駐車管理装置	5
	焼却炉	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8

表Ⅶ－２ 機械及び装置の耐用年数表

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		年 10
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	3 7 7
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		8
5	家具又は装備品製造業用設備		11
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備	4 7 3 10 10
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5 4 5 5 5 5

		その他の設備	8
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		8
11	ゴム製品製造業用設備		9
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		9
13	窯業又は土石製品製造業用設備		9
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備 その他の設備	5 9 14
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	11 7
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く。）		12
18	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第21号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備 その他の設備	9 12
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）		7
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製	6

		造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	6 5 8
21	電気機械器具製造業用設備		7
22	情報通信機械器具製造業用設備		8
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
26	林業用設備		5
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		5
28	水産養殖業用設備		5
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	3 6 12 6
30	総合工事業用設備		6
31	電気業用設備	電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの	22 20 15 15 15 15 18 22 15 17

		その他のもの	8
32	ガス業用設備	製造用設備 供給用設備 鑄鉄製導管 鑄鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	10 22 13 13 15 17 8
33	熱供給業用設備		17
34	水道業用設備		18
35	通信業用設備		9
36	放送業用設備		6
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備		8
38	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	5 12
39	道路貨物運送業用設備		12
40	倉庫業用設備		12
41	運輸に附帯するサービス業用設備		10
42	飲食料品卸売業用設備		10
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸 売用設備（貯そうを除く。） その他の設備	13 8
44	飲食料品小売業用設備		9
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガス スタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	8 17 8
46	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備 その他の設備	8 14
47	宿泊業用設備		10
48	飲食店業用設備		8
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13

50	その他の生活関連サービス業用設備		6
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	11 7 13 17 8
52	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ 設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	5 17 8
53	自動車整備業用設備		15
54	その他のサービス業用設備		12
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備 ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	10 8 17 8

表Ⅶ－３ 無形減価償却資産の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年数
		年
漁業権		10
ダム使用权		55
水利権		20
特許権		8
実用新案権		5
意匠権		7
商標権		10
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3
	その他のもの	5
育成者権	種苗法（平成10年法律第83号）第4条第2項に規定する品種	10
	その他	8
営業権		5
専用側線利用権		30
鉄道軌道連絡通行施設利用権		30
電気ガス供給施設利用権		15
熱供給施設利用権		15
水道施設利用権		15
工業用水道施設利用権		15
電気通信施設利用権		20

表Ⅶ－４ 生物の耐用年数表

種 類	種 目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	年
	役肉用牛	6
	乳用牛	4
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	4 6
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	6
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	6
	競争用	4
	その他用	8
豚		3
綿羊及びやぎ	種付用	4
	その他用	6
かんきつ樹	温州みかん	28
	その他	30
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15
なし樹		26
桃樹		15
桜桃樹		21
びわ樹		30
くり樹		25
梅樹		25
かき樹		36

あんず樹		25
すもも樹		16
いちじく樹		11
キウイフルーツ樹		22
ブルーベリー樹		25
パイナップル		3
茶樹		34
オリーブ樹		25
つばき樹		25
桑樹	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	18 9
こりやなぎ		10
みつまた		5
こうぞ		9
もう宗竹		20
アスパラガス		11
ラミー		8
まおらん		10
ホップ		9

表Ⅶ－５ 公害防止用減価償却資産の耐用年数表

種 類	耐用年数
	年
構築物	18
機械及び装置	5

表VII-6 開発研究用減価償却資産の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年数
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	年 5
構築物	風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	5 7
工 具		4
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械 その他これらに類するもの その他のもの	7 4
ソフトウェア		3

表VII-7 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表

耐用年数	旧定額法による償却率	旧定率法による償却率
年		
2	0.500	0.684
3	0.333	0.536
4	0.250	0.438
5	0.200	0.369
6	0.166	0.319
7	0.142	0.280
8	0.125	0.250
9	0.111	0.226
10	0.100	0.206
11	0.090	0.189
12	0.083	0.175
13	0.076	0.162
14	0.071	0.152

15	0.066	0.142
16	0.062	0.134
17	0.058	0.127
18	0.055	0.120
19	0.052	0.114
20	0.050	0.109
21	0.048	0.104
22	0.046	0.099
23	0.044	0.095
24	0.042	0.092
25	0.040	0.088
26	0.039	0.085
27	0.037	0.082
28	0.036	0.079
29	0.035	0.076
30	0.034	0.074
31	0.033	0.072
32	0.032	0.069
33	0.031	0.067
34	0.030	0.066
35	0.029	0.064
36	0.028	0.062
37	0.027	0.060
38	0.027	0.059
39	0.026	0.057
40	0.025	0.056
41	0.025	0.055
42	0.024	0.053
43	0.024	0.052
44	0.023	0.051
45	0.023	0.050
46	0.022	0.049
47	0.022	0.048
48	0.021	0.047
49	0.021	0.046
50	0.020	0.045

51	0.020	0.044
52	0.020	0.043
53	0.019	0.043
54	0.019	0.043
55	0.019	0.041
56	0.018	0.040
57	0.018	0.040
58	0.018	0.039
59	0.017	0.038
60	0.017	0.038
61	0.017	0.037
62	0.017	0.036
63	0.016	0.036
64	0.016	0.035
65	0.016	0.035
66	0.016	0.034
67	0.015	0.034
68	0.015	0.033
69	0.015	0.033
70	0.015	0.032
71	0.014	0.032
72	0.014	0.032
73	0.014	0.031
74	0.014	0.031
75	0.014	0.030
76	0.014	0.030
77	0.013	0.030
78	0.013	0.029
79	0.013	0.029
80	0.013	0.028
81	0.013	0.028
82	0.013	0.028
83	0.012	0.027
84	0.012	0.027
85	0.012	0.026
86	0.012	0.026

87	0.012	0.026
88	0.012	0.026
89	0.012	0.026
90	0.012	0.025
91	0.011	0.025
92	0.011	0.025
93	0.011	0.025
94	0.011	0.024
95	0.011	0.024
96	0.011	0.024
97	0.011	0.023
98	0.011	0.023
99	0.011	0.023
100	0.010	0.023

表Ⅶ－8 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表

耐用年数	償却率
年	
2	0.500
3	0.334
4	0.250
5	0.200
6	0.167
7	0.143
8	0.125
9	0.112
10	0.100
11	0.091
12	0.084
13	0.077
14	0.072
15	0.067
16	0.063
17	0.059
18	0.056

19	0.053
20	0.050
21	0.048
22	0.046
23	0.044
24	0.042
25	0.040
26	0.039
27	0.038
28	0.036
29	0.035
30	0.034
31	0.033
32	0.032
33	0.031
34	0.030
35	0.029
36	0.028
37	0.028
38	0.027
39	0.026
40	0.025
41	0.025
42	0.024
43	0.024
44	0.023
45	0.023
46	0.022
47	0.022
48	0.021
49	0.021
50	0.020
51	0.020
52	0.020
53	0.019
54	0.019

55	0.019
56	0.018
57	0.018
58	0.018
59	0.017
60	0.017
61	0.017
62	0.017
63	0.016
64	0.016
65	0.016
66	0.016
67	0.015
68	0.015
69	0.015
70	0.015
71	0.015
72	0.014
73	0.014
74	0.014
75	0.014
76	0.014
77	0.013
78	0.013
79	0.013
80	0.013
81	0.013
82	0.013
83	0.013
84	0.012
85	0.012
86	0.012
87	0.012
88	0.012
89	0.012
90	0.012

91	0.011
92	0.011
93	0.011
94	0.011
95	0.011
96	0.011
97	0.011
98	0.011
99	0.011
100	0.010

表Ⅶ－9 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐用年数	償却率	改定償却率	保証率
年			
2	1.000	—	—
3	0.833	1.000	0.02789
4	0.625	1.000	0.05274
5	0.500	1.000	0.06249
6	0.417	0.500	0.05776
7	0.357	0.500	0.05496
8	0.313	0.334	0.05111
9	0.278	0.334	0.04731
10	0.250	0.334	0.04448
11	0.227	0.250	0.04123
12	0.208	0.250	0.03870
13	0.192	0.200	0.03633
14	0.179	0.200	0.03389
15	0.167	0.200	0.03217
16	0.156	0.167	0.03063
17	0.147	0.167	0.02905
18	0.139	0.143	0.02757
19	0.132	0.143	0.02616
20	0.125	0.143	0.02517
21	0.119	0.125	0.02408
22	0.114	0.125	0.02296

23	0.109	0.112	0.02226
24	0.104	0.112	0.02157
25	0.100	0.112	0.02058
26	0.096	0.100	0.01989
27	0.093	0.100	0.01902
28	0.089	0.091	0.01866
29	0.086	0.091	0.01803
30	0.083	0.084	0.01766
31	0.081	0.084	0.01688
32	0.078	0.084	0.01655
33	0.076	0.077	0.01585
34	0.074	0.077	0.01532
35	0.071	0.072	0.01532
36	0.069	0.072	0.01494
37	0.068	0.072	0.01425
38	0.066	0.067	0.01393
39	0.064	0.067	0.01370
40	0.063	0.067	0.01317
41	0.061	0.063	0.01306
42	0.060	0.063	0.01261
43	0.058	0.059	0.01248
44	0.057	0.059	0.01210
45	0.056	0.059	0.01175
46	0.054	0.056	0.01175
47	0.053	0.056	0.01153
48	0.052	0.053	0.01126
49	0.051	0.053	0.01102
50	0.050	0.053	0.01072
51	0.049	0.050	0.01053
52	0.048	0.050	0.01036
53	0.047	0.048	0.01028
54	0.046	0.048	0.01015
55	0.045	0.046	0.01007
56	0.045	0.046	0.00961
57	0.044	0.046	0.00952
58	0.043	0.044	0.00945

59	0.042	0.044	0.00934
60	0.042	0.044	0.00895
61	0.041	0.042	0.00892
62	0.040	0.042	0.00882
63	0.040	0.042	0.00847
64	0.039	0.040	0.00847
65	0.038	0.039	0.00847
66	0.038	0.039	0.00828
67	0.037	0.038	0.00828
68	0.037	0.038	0.00810
69	0.036	0.038	0.00800
70	0.036	0.038	0.00771
71	0.035	0.036	0.00771
72	0.035	0.036	0.00751
73	0.034	0.035	0.00751
74	0.034	0.035	0.00738
75	0.033	0.034	0.00738
76	0.033	0.034	0.00726
77	0.032	0.033	0.00726
78	0.032	0.033	0.00716
79	0.032	0.033	0.00693
80	0.031	0.032	0.00693
81	0.031	0.032	0.00683
82	0.030	0.031	0.00683
83	0.030	0.031	0.00673
84	0.030	0.031	0.00653
85	0.029	0.030	0.00653
86	0.029	0.030	0.00645
87	0.029	0.030	0.00627
88	0.028	0.029	0.00627
89	0.028	0.029	0.00620
90	0.028	0.029	0.00603
91	0.027	0.027	0.00649
92	0.027	0.027	0.00632
93	0.027	0.027	0.00615
94	0.027	0.027	0.00598

95	0.026	0.027	0.00594
96	0.026	0.027	0.00578
97	0.026	0.027	0.00563
98	0.026	0.027	0.00549
99	0.025	0.026	0.00549
100	0.025	0.026	0.00546

表Ⅶ-10 平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐用年数	償却率	改定償却率	保証率
年			
2	1.000	—	—
3	0.667	1.000	0.11089
4	0.500	1.000	0.12499
5	0.400	0.500	0.10800
6	0.333	0.334	0.09911
7	0.286	0.334	0.08680
8	0.250	0.334	0.07909
9	0.222	0.250	0.07126
10	0.200	0.250	0.06552
11	0.182	0.200	0.05992
12	0.167	0.200	0.05566
13	0.154	0.167	0.05180
14	0.143	0.167	0.04854
15	0.133	0.143	0.04565
16	0.125	0.143	0.04294
17	0.118	0.125	0.04038
18	0.111	0.112	0.03884
19	0.105	0.112	0.03693
20	0.100	0.112	0.03486
21	0.095	0.100	0.03335
22	0.091	0.100	0.03182
23	0.087	0.091	0.03052
24	0.083	0.084	0.02969
25	0.080	0.084	0.02841
26	0.077	0.084	0.02716

27	0.074	0.077	0.02624
28	0.071	0.072	0.02568
29	0.069	0.072	0.02463
30	0.067	0.072	0.02366
31	0.065	0.067	0.02286
32	0.063	0.067	0.02216
33	0.061	0.063	0.02161
34	0.059	0.063	0.02097
35	0.057	0.059	0.02051
36	0.056	0.059	0.01974
37	0.054	0.056	0.01950
38	0.053	0.056	0.01882
39	0.051	0.053	0.01860
40	0.050	0.053	0.01791
41	0.049	0.050	0.01741
42	0.048	0.050	0.01694
43	0.047	0.048	0.01664
44	0.045	0.046	0.01664
45	0.044	0.046	0.01634
46	0.043	0.044	0.01601
47	0.043	0.044	0.01532
48	0.042	0.044	0.01499
49	0.041	0.042	0.01475
50	0.040	0.042	0.01440
51	0.039	0.040	0.01422
52	0.038	0.039	0.01422
53	0.038	0.039	0.01370
54	0.037	0.038	0.01370
55	0.036	0.038	0.01337
56	0.036	0.038	0.01288
57	0.035	0.036	0.01281
58	0.034	0.035	0.01281
59	0.034	0.035	0.01240
60	0.033	0.034	0.01240
61	0.033	0.034	0.01201
62	0.032	0.033	0.01201

63	0.032	0.033	0.01165
64	0.031	0.032	0.01165
65	0.031	0.032	0.01130
66	0.030	0.031	0.01130
67	0.030	0.031	0.01097
68	0.029	0.030	0.01097
69	0.029	0.030	0.01065
70	0.029	0.030	0.01034
71	0.028	0.029	0.01034
72	0.028	0.029	0.01006
73	0.027	0.027	0.01063
74	0.027	0.027	0.01035
75	0.027	0.027	0.01007
76	0.026	0.027	0.00980
77	0.026	0.027	0.00954
78	0.026	0.027	0.00929
79	0.025	0.026	0.00929
80	0.025	0.026	0.00907
81	0.025	0.026	0.00884
82	0.024	0.024	0.00929
83	0.024	0.024	0.00907
84	0.024	0.024	0.00885
85	0.024	0.024	0.00864
86	0.023	0.023	0.00885
87	0.023	0.023	0.00864
88	0.023	0.023	0.00844
89	0.022	0.022	0.00863
90	0.022	0.022	0.00844
91	0.022	0.022	0.00825
92	0.022	0.022	0.00807
93	0.022	0.022	0.00790
94	0.021	0.021	0.00807
95	0.021	0.021	0.00790
96	0.021	0.021	0.00773
97	0.021	0.021	0.00757
98	0.020	0.020	0.00773

99	0.020	0.020	0.00757
100	0.020	0.020	0.00742

表VII-11 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表

種 類	細 目	残存割合
表VII-1、表VII-2、表VII-5及び表VII-6に掲げる減価償却資産（同表に掲げるソフトウェアを除く。）		$\frac{10}{100}$
表VII-3に掲げる無形減価償却資産、表VII-6に掲げるソフトウェア並びに鉱業権及び坑道		0
表VII-4に掲げる生物	牛	
	繁殖用の乳用牛及び種付用の役肉用牛	$\frac{20}{100}$
	種付用の乳用牛	$\frac{10}{100}$
	その他用のもの	$\frac{50}{100}$
	馬	
	繁殖用及び競争用のもの	$\frac{20}{100}$
	種付用のもの	$\frac{10}{100}$
	その他用のもの	$\frac{30}{100}$
	豚	$\frac{30}{100}$
	綿羊及びやぎ	$\frac{5}{100}$
	果樹その他の植物	$\frac{5}{100}$